計量行政の概要

令和5年度

(令和4年度実績)



山口県計量検定所

上 次

第	1		総			説		
		1		事 業	概	要		
		2		沿		革		1
		3		位		置		2
		4		組織	及 ひ	う	掌 事 務	4
		5		基準器	景及び	検定	検査設備保有状況	Ę
		6		決 第	正 概	要		(
第	2		計	量関係	事業	の登	録・届出及び指定	8
		1		計量関	貞係事	業の)登録・届出及び指定の事務処理状況	8
		2		登 録	• 届	出及	とび 指 定 の 状 況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(
第	3		基	準 믦	景 検	査		10
				検 査	実	績		10
第	4		検			定		12
				検定	実	績		12
第	5		定	期	検	査		1
				定期	食 査	€績		15
第	6		計	量証明	事業	者が	使用する特定計量器の検査	26
				検査	実	績		20
第	7		立	入	検	査		2
		1		特定	計量	器	立 入 検 査 実 績	27
		2		商品	量	目立	工入検査実績	28
第	8		計	量思	想の	普及	と 啓 発 及 び 指 導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第	9		特	Ę	Ē	市		31
第	1 0)	計	量 関	係 団	体		31
		1		一般	社団	法人	山口県計量協会	3
		2		— 船太	+団法	البا	口具语情計量証明事業協会	3

第1総説

1 事業概要

計量検定所は、計量法の目的である「適正な計量の実施の確保」に努めることにより、県民の生活、文化、 教育、産業経済、環境保全などあらゆる面における正しい計量を担保し、もって県経済の発展、文化の向上 及び消費者保護に寄与するため、県下全域にわたり、以下の業務を実施している。

なお、下関市は、政令で定める「特定市」として、その区域内における定期検査、立入検査等の業務を実施している。

- (1) 正しい計量器の供給
 - ① 特定計量器の検定
 - ② 基準器の検査
 - ③ 特定計量器に関する事業の届出
- (2) 正しい計量の実施
 - ① 特定計量器の定期検査
 - ② 計量証明事業の登録及び計量証明事業者が使用する特定計量器の検査
 - ③ 特定計量器及び商品量目の立入検査
- (3) その他
 - ① 計量思想の普及・啓発
 - ② 計量管理の推進、指導

2 沿 革

明治24年に度量衡法が公布され、同26年に施行されたことに伴って事務を開始したのが、山口県の計量行政の始まりである。

それ以来幾多の変遷を経て、現在は地方自治法第156条に基づく行政機関として、各都道府県に計量検 定所等が設置されている。

1875 明治8年8月 度量衡取締条令、度量衡検査規則、度量衡種類表を制定公布(大蔵省所管)

1881 明治14年4月 度量衡事務が農商務省の所管となる。

1885 明治18年 メートル法条約に加入、翌年4月に公布

1891 明治24年3月 度量衡法公布(検定、取締りは地方長官(現在の知事)の所管となる。)

1893 明治26年2月 度量衡法施行、事務開始(度量衡常置検定所設置)

1908 明治41年9月 山口県度量衡検定所を下関市に設置、本庁にも度量衡検定員を配置

1915 大正 4 年 内務部商工水産課に度量衡係を設置

1922 大正11年 総務部商工課度量衡係となる。

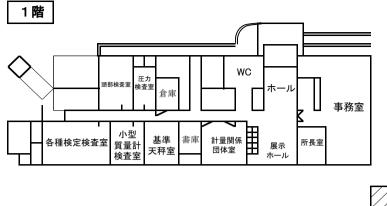
1945 昭和20年7月 度量衡検定所が戦災により焼失したため県庁内に移転

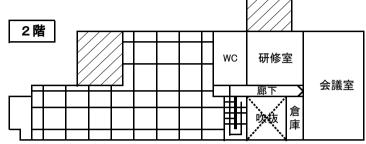
1	1951	昭和26年6月	計量法公布
1	1955	昭和30年4月	防府市駐在(2名)を設置
1	1956	昭和31年4月	防府市駐在を廃止
1	1956	昭和31年10月	山口県計量検定所設置条例の制定公布に伴い名称を改称
1	1963	昭和38年4月	柳井市駐在(2名)を設置
1	1972	昭和47年1月	事務所用土地・建物を運輸省から購入
1	1972	昭和47年5月	山口市神田町に事務所を移転
1	1972	昭和47年12月	下関タクシーメーター装置検査場を新設
1	1973	昭和48年4月	柳井市駐在を廃止
1	1973	昭和48年12月	岩国タクシーメーター装置検査場を新設
1	1975	昭和50年11月	徳山タクシーメーター装置検査場を新設
1	1992	平成4年5月	新計量法公布
1	1993	平成5年11月	新計量法施行
1	1998	平成10年3月	山口市大字鋳銭司に新築移転
2	2003	平成15年3月	下関タクシーメーター装置検査場を廃止
2	2005	平成17年4月	定期検査・計量証明検査を外部に業務委託

3 位 置

(1) 所 在 地	〒747-1221	山口市鋳銭司12361-31
	電 話	(083)985-1710
	F A X	(083)985-1711
	E-mail	a16103@pref.yamaguchi.lg.jp
	U R L	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/88/
(2) 土地・建物	敷 地 面 積	4, 989. 73 m ²
	施設延面積	1, 339. 76m²
(3) 施 設	本 館 棟	9 2 0 . 6 6 m² 鉄筋コンクリート造 2 階建
	検 査 棟	3 6 0 . 8 6 m ² 鉄骨造 平屋建
	車庫	5 8 . 2 4 m ² 鉄骨造 平屋建

本 館 棟





● 基準天びん室

恒温・恒湿の環境を維持した室内に、基準はかり・電子天びん・特級基準分銅・1級基準分銅を設置し、 小型基準分銅の検査を行う。

● 圧力検査室

基準重錘型圧力計を設置し、圧力計の検定・検査を行う。

● 小型質量計検査室

基準分銅を設置し、小型質量計の検定・検査を行う。

● 各種検定検査室

基準巻尺・基準ガラス製温度計・基準フラスコ・基準積算体積計・基準タンク・温度検査槽等を設置し、長さ計・温度計・体積計等の検定・検査を行う。

検査棟

● 大型基準分銅検査室

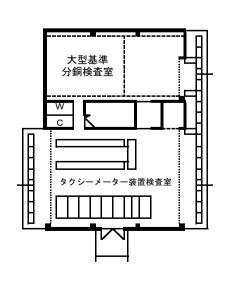
天井走行クレーン・電子天びん・大型基準分銅を設置し、大型基準 分銅・大型はかりの検定・検査を行う。

● タクシーメーター装置検査場

タクシーメーター装置検査用基準器を設置し、タクシーメーター装置 検査を行う。

タクシーメーター装置検査場(山口市以外)

岩国市 ・・・・・・・・ 1基 周南市 ・・・・・・・ 1基



4 組織及び分掌事務 (令和5年4月1日現在)

(1) 組織(現員9名)

所 長(1) — 次 長(1) — 主 査(1) — 主 任(4) — 主 事(2)

(2) 分掌事務

- ・特定計量器の製造、修理、販売事業の届出に関すること。
- ・計量証明事業の登録に関すること。
- ・計量士の登録及び指導に関すること。
- ・適正計量管理事業所の指定、検査及び指導に関すること。
- ・基準器の検査に関すること。
- ・特定計量器の検定に関すること。
- ・特定計量器の定期検査に関すること。
- ・定期検査に代わる計量士による検査に関すること。
- ・計量証明事業に使用する特定計量器の検査に関すること。
- ・特定計量器等使用者の指導及び立入検査に関すること。
- ・計量商品の製造、卸・小売業者などの指導及び立入検査に関すること。
- ・特定商品の量目検査に関すること。
- ・商品量目監視員に関すること。
- ・計量思想の普及、啓発に関すること。
- ・計量関係団体の育成・指導に関すること。

5 基準器及び検定検査設備保有状況

● 主な基準器及び検定検査設備

(令和5年3月31日現在)

区分	名称	型 式 又 は 能 力 等	数量
	基準巻尺	5 m	1
長	タクシーメーター頭部検査用装置	2台掛(2)、10台掛(1)、30台掛(1)	4
さ	タクシーメーター装置検査用基準器	定置式	3
	タクシー回転数計	可搬式	3
	基準手動天びん	5 g ~ 3 O kg	4
	特級基準分銅	1 mg∼ 1 O kg、 1 mg∼ 2 O kg	2 組
	1 級基準分銅	1 mg∼ 2 O kg	1 組
	"	1 mg∼ 1 O kg	1 組
質	"	1 O O mg~ 1 O kg	1 組
	"	1 mg∼ 2 kg	1 組
	"	1 mg~ 1 0 0 g	4 組
	2級基準分銅	10mg~20g, 10mg~100g 1g~50g, 100g~2kg	8 組
	"	ステンレス製 5 kg~ 2 0 kg	3 4
	"	鋳鉄製10kg~20kg	184
	"	5 O O kg (4) 、 1 t (75)	7 9
	1 級実用基準分銅	ステンレス製 5 0 g ~ 2 kg	4 組
量	"	″ 5 kg∼ 2 O kg	7 2
	2 級実用基準分銅	真ちゅう製 5 0 g ~ 2 kg	6 3
	"	ステンレス製 1 Okg	2
	"	バスケット1t	6
	コンパレーター(メトラー製)(ザルトリウス製)	1 μ g ~ 1, 100 kg	1 2
圧力	基準重錘型圧力計	0. 0 5 Mpa~ 2 0 0 Mpa	4
温度	基準ガラス製温度計	−52°C~150°C	1 3
体	液体メーター用基準タンク	5. 1 L ~ 2 0 0 L	7
	基準フラスコ	100mL~10L	7
積 	基準ビュレット	50mL~500mL	4
密	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	0. $47 \text{ g/cm}^3 \sim 0$. 57 g/cm^3	2
度	密度基準器(基準密度浮ひょう)	0. $700 \text{g/cm}^3 \sim 0.900 \text{g/cm}^3$	3

6 決 算 概 要

(1) 歳 入

(単位:千円)

	_			左由			(単位:十円 <i>)</i>
事	· 項別			年度 	R2	R3	R4
尹	検	検		定	4, 676	4, 640	4, 731
	定	検		査	0	0	0
使	関	基	準 器 検	査	1, 228	2, 079	1, 834
用	係		小	it	5, 904	6, 719	6, 565
料			登	録	57	57	0
	登	証明	訂	正	2	2	2
及		証明事業	再 交	付	0	0	0
び	録		謄本交付・	閲覧	0	0	0
		適	正計量管理事業	業所指定	3	0	0
手	関		<i>II</i>	検査	8	0	0
数		指	旨定製造事業 者	検査	0	0	0
料	係	諸	証	明	7	5	12
			小	it	77	64	14
	その他	検	定職員派遣等	手数料	1, 596	1, 599	1, 595
	合			計	7, 577	8, 382	8, 174

(2) 歳 出

(単位:千円)

			(単位:千円)
年度 事項別	R2	R3	R4
報 酬	975	975	979
職員手当等	137	124	196
(期 末 手 当)	137	124	196
共 済 費	0	0	0
賃 金			
報 賞 費	343	343	343
旅费	282	919	1, 111
需 用 費	2, 812	3, 330	3, 633
(一般需用費)	2, 812	3, 330	3, 633
役 務 費	542	437	525
委託料	11, 643	12, 879	11, 763
使 用 料 及 び 賃 借 料	557	540	585
備 品 購 入 費	3, 014	2, 905	3, 422
負担金補助及び交付金	58	62	60
슴 計	20, 363	22, 514	22, 617

第2 計量関係事業の登録・届出及び指定

計量法では、特定計量器の製造事業の届出、計量士の登録及び国の機関に係る適正計量管理事業所の指定は経済産業大臣の権限に、特定計量器の修理、販売、計量証明事業の登録・届出及び国の機関を除く適正計量管理事業所の指定については、都道府県知事の権限となっている。

最近3年間の処理状況は次のとおりである。

1 計量関係事業の登録・届出及び指定の事務処理状況

区:	分				年度	R2	R3	R4
	, ,			届	出	1	1	0
	製 造	事	業	変	更	2	1	4
登				廃	止	0	1	0
_				届	出	0	0	0
	修理	事	業	変	更	4	7	8
録				廃	止	0	0	0
				届	出	4	4	3
	販 売	事	業	変	更	10	3	4
				廃	止	1	0	0
				登	録	1	1	0
	計量証明事業			再	交 付	0	0	0
届		業	変 更	・訂正	54	49	24	
				謄本	▪閲覧	0	0	0
				廃	止	2	0	1
出				新 規	登 録	9	9	15
	計	量	±	再	交 付	0	0	0
				訂	正	0	0	0
	指 定 製 造	事 業 考 柃	金杏	指	定	0	0	0
指	乃之衣追	 		廃	止	0	0	0
刊	適正計量	管 理 事 当	削	指	定	1	0	0
定	地中川里	_ _		廃	止	0	1	2
	特 殊 容 器	異 製 浩 重	1 業	指	定	0	0	0
	ווי די איי ניו	- 4 4 5	· ^:	廃	止	0	0	0
	合			計		89	77	61

2 登録・届出及び指定の状況

(令和5年3月31日現在)

	alle :	<u> </u>	(令和5年3月31日現在)
事	業区分等	区 分	事業所数
		タ ク シ ー メ ー タ ー	1
		質量計第1類	4
		質量計第2類	4
		分 銅 等	2
		ホッパースケール	8
		充 塡 用 自 動 は か り	8
		コンベヤスケール	7
		自動捕捉式はかり	8
		その他の自動はかり	8
		水 道 メ ー タ ー 第 1 類	1
	製造事業	水 道 メ ー タ ー 第 2 類	1
		圧 力 計 第 1 類	2
	(含従たる事業場)	圧 力 計 第 2 類	3
	(口ににも子不物)	大型車載燃料油メーター	1
届			2
川田			
		自動車等給油メーター	2
		小型車載燃料油メーター	2
		液化石油ガスメーター	1
		小計	65
			18
		質量計第1類	13
		質量計第2類	12
		分 銅 等	6
		ホッパースケール	6
出		充塡用自動はかり	6
ш			6
		自動捕捉式はかり	7
		その他の自動はかり	7
		自 重 計	6
	<u> </u>	定置燃料油メーター等	2
	修理事業	自動車等給油メーター	2
		小型車載燃料油メーター	2
		圧 力 計 第 1 類	13
		圧 力 計 第 2 類	13
		濃度計第1類	10
		濃度計第2類	10
			10
] .		小計	149
	販 売 事 業	質 量 計	297
		質量	44
		体積	2
登		熱量	0
#			
	計量証明事業	農	23
	/ _ / _ /	特定濃度(ダイオキシン類)	1
録		音 圧 レ ベ ル	9
		振動加速レベル	8
		小計	87
↓ ►.			0
指 定	適正計量管理事業所	大 臣	
疋		知 事	531
1	合	計	1, 129

第3 基 準 器 検 査

基準器は特定計量器の製造、検定、取締り、その他特定計量器を検査するときに、その標準となるもので、これを使い特定計量器の合否を決定している。

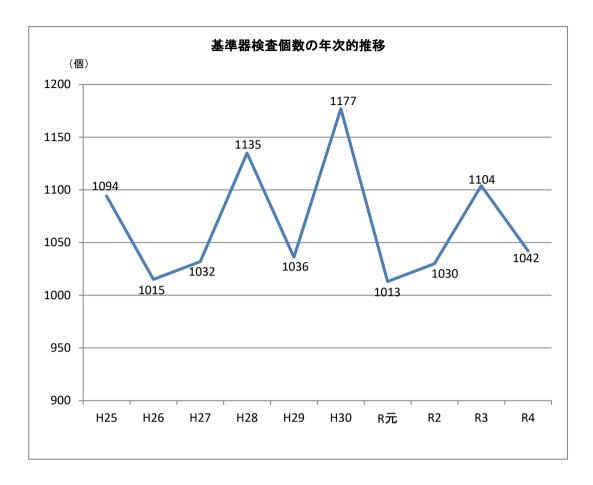
この基準器の検査は原則として経済産業大臣が行うが、一部の基準器の検査は都道府県知事が行うこととなっている。

最近3年間の状況は次のとおりである。

● 基準器種類別検査実績

年度	R	22	F	33	R4	
内訳 基準器の種類	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
タクシーメーター装置 検 査 用 基 準 器	1	0	7	0	10	0
基準台手動はかり	0	0	2	0	2	0
1 級 基 準 分 銅	264	4	372	2	301	0
2 級 基 準 分 銅	752	0	689	0	708	0
3 級 基 準 分 銅	11	0	28	1	10	0
液体メーター用基準タンク (水 道)	0	0	0	0	0	0
液体メーター用基準タンク (燃 料 油)	2	0	6	0	11	0
計	1, 030	4	1, 104	3	1, 042	0

≪参 考≫



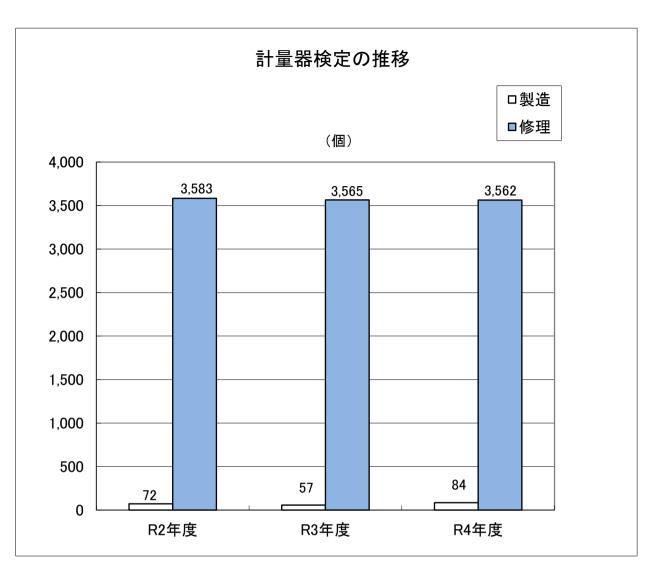
第4 検 定

計量法は、取引・証明に使用する特定計量器を強制的に規制しており、検定に合格したものでなければ使用できないと規定している。このため、製造・修理された特定計量器が計量法に定められた合格基準に適合するかどうかを検定することにより、適正な特定計量器の供給に努めている。

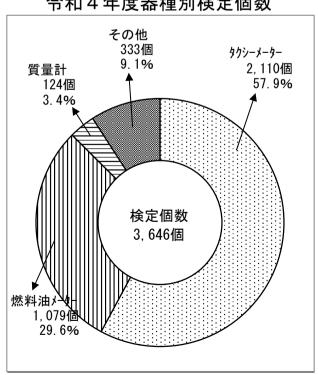
最近3年間の検定実績は次のとおりである。

● 計量器種類別検定実績

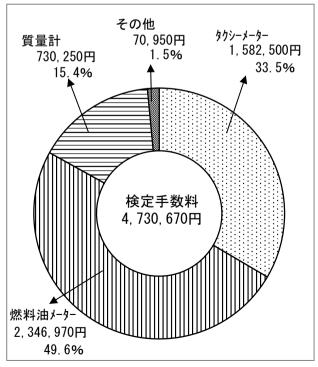
	年度		R	2			R	3			R	4	
	区分	製	造	修	理	製	造	修	理	製	造	修	理
計量器の種	内訳類	検定個数	不合格個数	検 定 個 数	不合格個数	検 定 個 数	不合格個数	検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数
タクシー	メーター	0	0	2, 249	22	0	0	2, 156	20	0	0	2, 110	28
質量	計	71	0	58	1	55	0	54	1	82	0	42	1
水道メ・	- タ -	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料油メ	- ター	0	0	954	1	0	0	1, 039	3	0	0	1, 079	3
液 化 ガ ス メ	石油ーター	1	0	5	0	2	0	26	1	2	0	4	0
圧力	計	0	0	317	6	0	0	290	14	0	0	327	0
合	計	72	0	3, 583	30	57	0	3, 565	39	84	0	3, 562	32



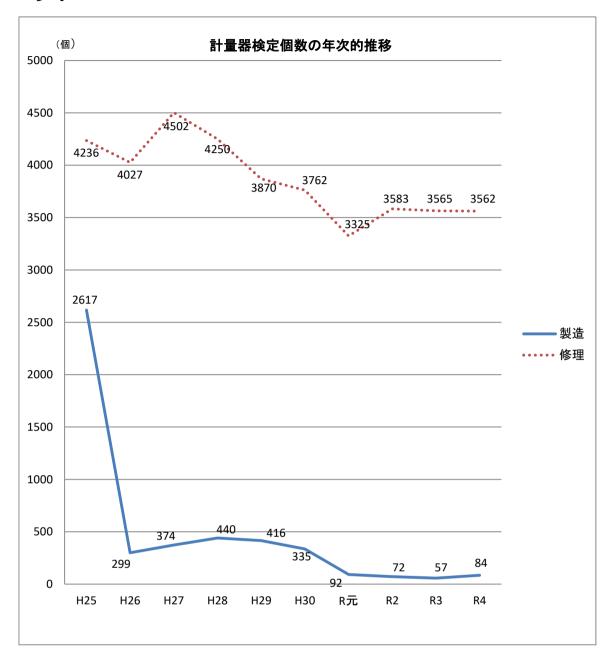
令和4年度器種別検定個数



令和4年度器種別検定手数料



≪参 考≫



第 5 定期検査

特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)を取引、証明に使用する者は、その計量器について2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられている(計量法第19条)。

検査に合格した特定計量器には、定期検査済の合格ラベルを貼り、不合格のものには検定証印を抹消 し、不合格票にその理由を記入して使用の禁止を通知している。

検査は、

- ① 区域、期日を定め指定した場所で行う検査(集合検査)
- ② 特定計量器の所在の場所で行う検査(所在場所検査)
- ③ 定期検査に代わる計量士による検査

の方法によって、山口県の指定定期検査機関として業務を受託した一般社団法人山口県計量協会が、県 下全域(特定市の下関市を除く。)を対象に実施している。

令和4年度は県西部地域を検査したところであり、その状況は次のとおりである。

なお、定期検査に代わる計量士による検査業務を行う旨を届け出ている計量士は51名(令和5年3月末現在)である。

令和4年度定期検査実績

集合検査(台)	所在場所検査(台)	合 計(台)	定期検査に代わる 計量士による検査(台)
2,844 (不合格は除く。)	408	3, 252	2, 308

定期検査のうち集合検査の実績

検査日数	受検世帯数	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	検査手数料(円)
98	1, 030	2, 844	20	0. 70	2, 485, 330

定期検査のうち所在場所検査の実績

検査日数	受検世帯数	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	検査手数料(円)
51	50	408	5	1. 23	1, 344, 860

1 定期検査実績(令和4年度)

$\overline{}$	種	重類	類 電気式はかり 手動式はかり										指示	はかり		
	\		抵抗/誘電		手動え	天びん	等比『		1	<u> </u>	その他の) 手動式	ばれ		手動指	示併用
				不合格		不合格	-	不合格		不合格		不合格		不合格		不合格
市、	郡別		検査個数	個 数	検査個数	個 数	検査個数		検査個数	個 数	検査個数	個 数	検査個数	個 数	検査個数	個 数
			231	2							24		136	2	5	
于	部	ф	(10)	(1)												
	_	_	463	5							30		310	1	11	
ΙШ		ф	(6)													
盐		#	166	3							46		178	3	1	
秋		tli														
R≒	府]														
נעו	ניו	'12														
下	松	市														
岩	玉	市														
光		市														
											_					
長	門	市	79 (0)	1							7		63		2	
			(2)													
柳	井	市														
			92	2			4	1			8		58	1	1	
美	袮	市	(9)	2			4	'			0		50	'	'	
			(3)													
周	南	市														
			146	4							10		91		3	
山陽	小野	田市	(5)													
			1,177	17			4	1			125		836	7	23	
	計		(22)	(1)												
_	é	21 7														
	島	和)														
Ŧħ	珂	₽R														
-×	ᄳ	טנד														
能	毛	那														
'nκ		чıг														
冏	武	郡	35								2		30			
Ľ.		-1"														
	計		35								2		30			
<u> </u>																
そ	の	他	155								9		76			
合		計	1,367	17			4	1			136		942	7	23	
<u> </u>			(22)	(1)												

()はトラックスケールで内数

株主個数 不合格 信 数 株主個数 不合格 信 数 株主個数 不合格 信 数 113 23 208 771,3 1106,9 113 196 396,5 113 196 396,5 115 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						1						スケールで内数
Registration Reg	指示はかり		: 4	\triangle	細	호를	to ± II	中旱地	±> ± 1.1			
接套個数	その他の指示]	11	77	到門	上 里 (פשמ	上 里 垣	あもり			
検査信数 信数 検査信数 信数 検査信数 信数 検査信数 信数 検査信数 信数 113 23 208 771,3 1106,9 113 23 208 771,3 1106,9 113 23 208 771,3 1106,9 1151 27 319 1,106,9 1151 27 319	,	1	不合格		不合格		不合格		不合格	検査日数	受検世帯数	検査手数料
396	検査個数	検査個数		検査個数		検査個数		検査個数				
(10) (1) 814 6 40 (6) 206 13 196 396.5 391 6 5 206 13 196 396.5 151 1 10 35 8 80 236.4 (2) 78 15 60 419.4 (9) 4 78 15 60 419.4 250 4 15 43 12 95 477.1 (5) 2.165 25 93 626 98 958 3.407.8	値 数				値 数		値 数		値 致			(円)
814 6 40 151 27 319 1,106,9 391 6 5 206 13 196 396,5 151 1 10 35 8 80 236,4 (2) 35 8 80 236,4 163 4 78 15 60 419,4 (9) 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		396	4	23				113		23	208	771,300
814 6 40 151 27 319 1,106,9 391 6 5 206 13 196 396,5 151 1 10 35 8 80 236,4 (2) 35 8 80 236,4 163 4 78 15 60 419,4 (9) 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		(10)	(1)									
(6) 391 6 5 206 13 196 396,5 151 1 10 35 8 80 236,4 (2) 20 15 60 419,4 (9) 4 78 15 60 419,4 (5) 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		814	6	40				151		27	319	1.106.960
391 6 5 206 13 196 396,5 151 1 10 35 8 80 236,4 163 4 78 15 60 419,4 250 4 15 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												.,,.
151 1 10 35 8 80 236,4 (2) 163 4 78 15 60 419,4 (9) 250 4 15 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		1	_	_								
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8		391	6	5				206		13	196	396,510
(2) 78 15 60 419,4 (9) 419,4 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8		<u> </u>										
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8												
(2) 163 4 (9) 250 4 (5) 2,165 25 93 60 43 12 95 477,1 626 98 958 3,407,8		151	1	10				25		0	90	226 400
163 4 78 15 60 419,4 (9) 250 4 15 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8			'	10				33		0	80	230,490
(9) 250 4 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		(2)										
(9) 250 4 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												
(9) 250 4 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												
(9) 250 4 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		163	4					78		15	60	419,460
250 4 15 43 12 95 477,1 (5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												•
(5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		(3)										
(5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												
(5) 2,165 25 93 626 98 958 3,407,8												
2,165 25 93 626 98 958 3,407,8		250	4	15				43		12	95	477,140
		(5)										
		2.165	25	93				626		98	958	3,407,860
		(22)	(1)									
		1										
								_				7
67 1 28 74,4		67								1	28	74,430
67 7 1 28 74,4		67]		7		1	28	74,430
240 54 50 94 347,9		240				<u> </u>		54		50	94	347,900
												317,000
		1				<u> </u>		2				6.005 :
2,472 25 93 687 149 1,080 3,830,1				93				687		149	1,080	3,830,190
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(22)	(1)	I I		1						

1-(1)集合検査(令和4年度)

	1	種類	電気式	まなかり 手動式はかり						指示	まかり					
\	\		抵抗/誘電	/電磁/他	手動ヲ	Eびん	等比『	1 手動	ħ		その他の	手動式	ばれ	z式	手動指	示併用
市、	郡	別	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数
宇	部	市	207	1							24		130	2	5	
山		市	378	5							26		186	1	8	
萩		市	165	3							46		178	3	1	
防	府	市														
下	松	市														
岩	国	市														
光		市														
長	門	市	77	1							7		63		2	
柳	井	市														
美	袮	市	54	2			4	1			8		33			
周	南	市														
山陽	小里	予田市	105	1							10		65		3	
	計		986	13			4	1			121		655	6	19	
大	島	郡														
玖	珂	郡														
熊	毛	郡														
阿	武	郡	35								2		30			
	計		35								2		30			
そ	の	他	155								9		76			
合		計	1,176	13			4	1			132		761	6	19	

指示(まかり	_	ı	Δ.	₽ □	<u> </u>	+> # 11	.	4 > 4 = 11			
その他	の指示	Ē		分	銅	正 里 (おもり	定量増	おもり	検査日数	受検世帯数	検査手数料
検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数			(円)
		366	3	23				113		10	194	422,340
		598	6	35				128		12	302	758,680
		390	6	5				206		12	195	392,560
		149	1	10				35		6	78	159,430
		143	'	10				33			76	103,400
		99	3					78		3	51	111,570
												·
		183	1	15				43		4	88	218,420
		1,785	20	88				603		47	908	2,063,000
		67						7		1	28	74,430
		67						7		1	28	74,430
		240						54		50	94	347,900
		2,092	20	88				664		98	1,030	2,485,330

1-(2) 所在場所検査 (令和4年度)

	種類	電気式	はかり				手動:	さはかり					指示	まかり	
\		抵抗/誘電	/電磁/他	手動え	F びん	等比『	1 手動	₽ P		その他の) 手動式	ばれ	a式	手 動 指	示併用
市、	郡別	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数
宇	部市	24 (10)	1 (1)									6			
Щ	口市	85 (6)								4		124		3	
萩	市	1													
防	府市														
下	松市														
岩	国市														
光	市														
長	門市	2 (2)													
柳	井市														
美	袮 市	38 (9)										25	1	1	
周	南市														
山陽	小野田市	41 (5)	3									26			
	計	191 (22)	4 (1)							4		181	1	4	
大	島郡														
玖	珂 郡														
熊	毛 郡														
阿	武 郡														
	計														
そ	の他														
合	計	191 (22)	4 (1)							4		181	1	4	

()はトラックスケールで内数

		1		1				1		()はトラック	スケールで内数
指示	まかり	Ē	+	分	銅		おもり	定量增	# # U			
その他	の指示	Р	'	73	뾔미	た 里	35 0 9	た 里 垍	83 0 9	14 14	IA III 444 W	1.6
	不合格		不合格		不合格		不合格		不合格	検査 日数	受検世帯数	検査手数料
検査個数	個 数	検査個数	個 数	検査個数	個 数	検査個数	個 数	検査個数	個 数			(円)
	11 20	20	1		IL 20		IL 20		IL 3/	13	14	
		30								13	14	348,960
		(10)	(1)									
		216		5				23		15	17	348,280
		(6)										
		1								1	1	3,950
		0								2	0	77.000
		2								2	2	77,060
		(2)										
		64	1							12	9	307,890
		(9)										
		(0)										
		67	3							8	7	258,720
		(5)										
		380	5	5				23		51	50	1,344,860
		(22)	(1)									
										-		
		380	5	5				23		51	50	1,344,860
		(22)	(1)									
	•	•——		-		•	•	•	•	•		

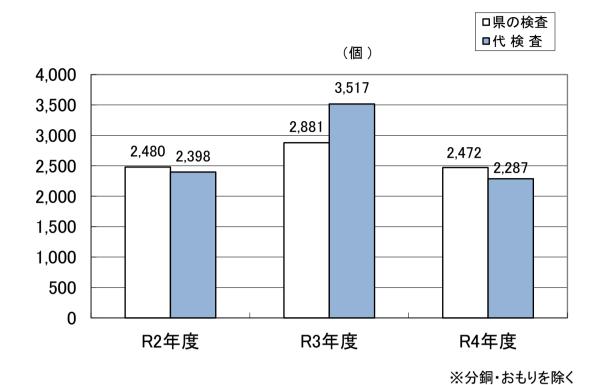
2 定期検査に代わる計量士による検査 (令和4年度)

種類	電気式	はかり				手動式	はかり					指示	はかり	
		氐 抗 式	手動を	F びん	等比』	1手動	ħ		その他	手動式	ばれ	っ式	手動指	示併用
市、郡別	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数
宇部市	807 (26)				1				5		213		2	
山口市	160				1				4		9			
	(13) 55								4		14			
萩市	(14)													
防府市	243 (2)								4		8		7	
下松市														
岩国市	21										3			
光市	17													
長門市	98 (4)								13		30		1	
柳井市	31 (2)										1			
美祢市	140 (15)								20		63			
周南市	80								9		8			
山陽小野田市	147 (6)													
計	1,799 (82)				2				59		349		10	
大島郡	48													
玖 珂 郡														
熊毛郡	18													
阿武郡														
計	66													
合 計	1,865 (82)				2				59		349		10	

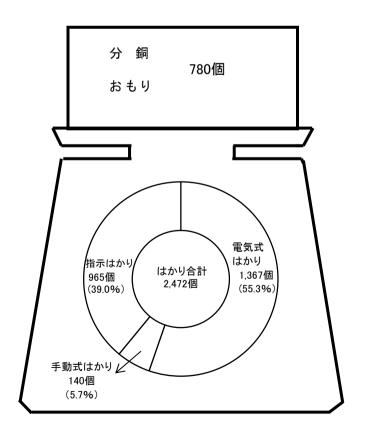
()はトラックスケールで内数

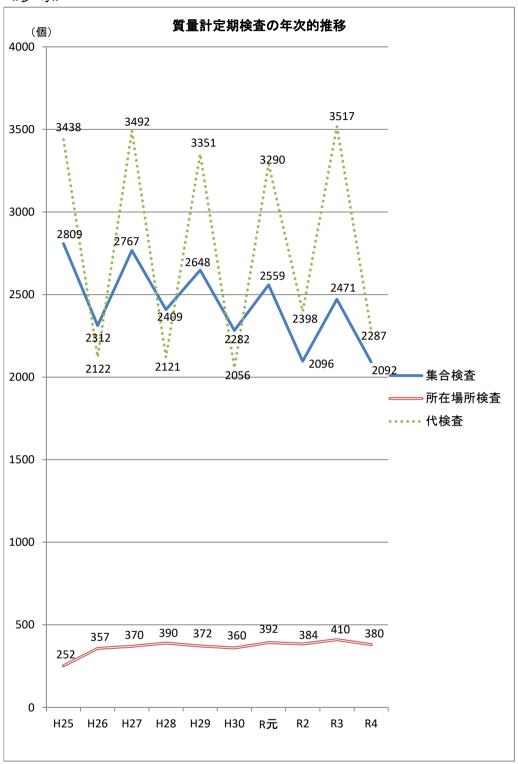
16	+1.11				1		()ばトフ!	ックスケー	ルで内致
	まかり	Ē	+	分	銅	定量	おもり	定量增	まもり
その他	の指示						ı		
検査個数	不適合	検査個数	不適合	検査個数	不適合	検査個数	不適合	検査個数	不適合
	個 数		個 数		個 数		個 数		個 数
		1,028		5					
		(26)							
		174		13					
		(13)							
		73							
		(14)							
		262				1			
		(2)							
1		25							
(1)		(1)							
		17							
		142							
		(4)							
		32							
		(2)							
		223							
		(15)							
1		98							
		147							
		(6)							
2		2,221		18		1			
(1)		(83)							
		48							
		18							
		66							
2		2,287		18		1			
(1)		(83)							

質量計定期検査の推移



令和4年度定期検査計量器種類別検査個数





※分銅・おもりを除く

第 6 計量証明事業者が使用する特定計量器の検査

計量証明に使用する特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)は、2年に1回検査を受け、これに合格したものでなければ使用できないことになっている(計量法第116条)。

県下の計量証明事業者が使用する計量器の最近3年間の検査実績は次のとおりである。

● 令和4年度検査実績

内 計 登録区分	計量器の種類	検査個数	不合格個数	検査手数料	計量証明検査 に代わる計量 士による検査数
質量	電気抵抗線式はかり	7	0	188, 720	10
貝 里 	台 手 動 は か り	0	0	0	0
	計	7	0	188, 720	10

● 令和3年度検査実績

内登録区分	訳	計量器の種類	検査個数	不合格個数	検査手数料	計量証明検査 に代わる計量 士による検査数
質	旦里	電気抵抗線式 はかり	7	0	197, 460	15
貝	里	台 手 動は かり	0	0	0	1
		計	7	0	197, 460	16

● 令和2年度検査実績

登録区		計量器の種類	検査個数	不合格個数	検査手数料 (円)	計量証明検査 に代わる計量 士による検査数
質	量	電気抵抗線式は かり	5	0	145, 610	4
貝	里	台 手 動は かり	0	0	0	0
		計	5	0	145, 610	4

第7 立入検査

商取引において適正な特定計量器が正しく使用されるとともに、適正な商品の量目が確保されるよう 各市(下関市を除く。)に配置している商品量目監視員の情報等も参考にして、特定計量器を使用する 県下の事業所に立入検査を実施している(計量法第148条)。

具体的には、適正な特定計量器が正しく使用されているか、商品量目が適正であるかについて検査し、 不適正なものについては早急に措置を講じるよう指導に努めている。

その状況は、次のとおりである。

1 特定計量器立入検査実績

内訳	村	全面	数	杉	全直	数	検査件数			不適正件数		
年度 計量器の種類	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
タ ク シ ー メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
質 量 計	4	3	6	8	5	9	34	21	45	0	0	0
燃料油メーター	114	116	101	236	225	206	2, 229	2, 288	2, 274	0	0	0
ガスメーター	5	3	2	4	6	2	16 (1, 252)	131 (33, 644)	3 (0)	1 (22)	0 (0)	0 (2)
水道メーター	5	2	2	5	2	2	81 (137, 518)	24 (85, 852)	40 (87, 738)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
積算電力量計	1	2	4	2	2	4	3	2	5	0	0	0
計	130	126	115	256	240	223	2, 364 (138, 770)	2, 466 (119, 496)	2, 367 (87, 738)	1 (22)	0 (0)	0 (2)

(注) ()は台帳調査実施数

(参 考)

	検査日数	検査事業所数
R 2	2	2
RЗ	2	2
R 4	2	2

(1) 適正計量管理事業所への立入検査状況 (2) 指定製造事業者への立入検査状況

	検査日数	検査事業所数
R 2	3	2
RЗ	3	2
R 4	2	2

2 商品量目立入検査実績

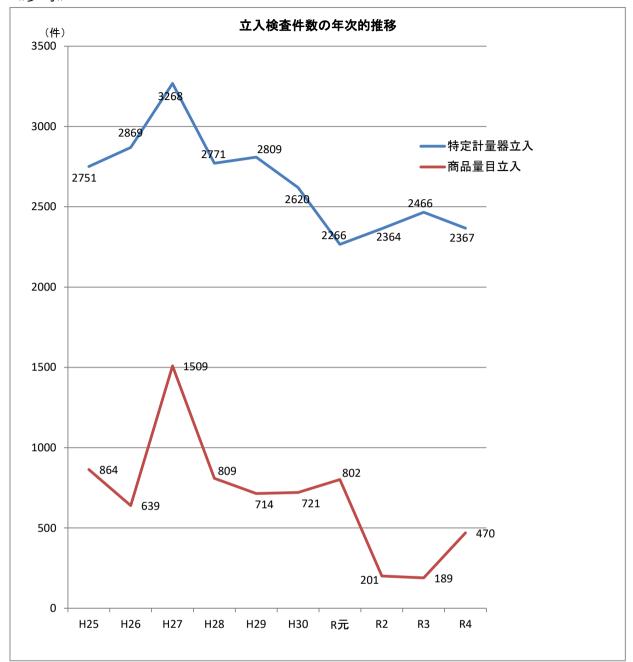
(1) 商品量目立入検査実施時期別実績(令和2年度~令和4年度)

	内訳					不適」	E 件 数
		年度	検査日数	検査戸数	検査件数	過量	不足量
実施時期						1	1,70±
		R2	_				_
中	元	R3	_				_
		R4	4	5	249	0	0
		R2	4	4	200	0	0
年末・	年始	R3	3	4	189	0	0
		R4	2	4	210	1	0
		R2	1	1	1	0	1
随	時	R3	0	0	0	0	0
		R4	1	1	11	0	0
		R2	5	5	201	0	1
計		R3	3	4	189	0	0
		R4	7	10	470	1	0

(2) 令和4年度商品量目立入検査商品別実績

				不 適 正	件数
商	商品名		検査 個数	不 足 数	不適正率
食	肉	類	175	0	0.0%
魚	介	類	115	0	0. 0%
青	果	類	110	0	0. 0%
惣		菜	70	0	0. 0%
そ	Ø	他	0	0	0. 0%
	計		470	0	0. 0%

≪参 考≫



第8 計量思想の普及啓発及び指導

計量法の目的は適正な計量の実施の確保にあるが、一般消費者の計量に対する認識を高めるため、以下の取組みを実施し、計量思想の普及啓発及び指導に努めた。

1 計量記念日行事

11月1日の計量記念日(新計量法の施行日)の関連行事として、令和4年11月1日(火)から同年12月1日(木)まで、防府市青少年科学館ソラールに、計量記念日行事実行委員会 ((一社)山口県計量協会、(一社)山口県環境計量証明事業協会、山口県計量検定所)として、計量に関するパネルの展示を行い、正しい計量等の普及啓発を図った。

2 懸垂幕等の掲示、ポスターの配布

計量記念日等の関心を高めるため、懸垂幕及び横断幕を掲示するとともに、市町や商工関係団体等にポスターを配布した。

3 商品量目監視員制度

山口県独自の制度として、県下12市に商品量目監視員26名を配置し、日常購入する食料品を対象に商品量目の監視に当たってもらうとともに、その報告を参考に計量検定所が立入検査を 実施するなど、その成果の活用に努めた。

なお、商品量目監視員の最近3年間の活動実績は、次のとおりである。

[商品量目監視員の活動状況]

内訳 年度	配置人数	調査件数(A)	不足件数(B)	不足率=B/A×100 (%)				
R2	26	3, 358	153	4. 6				
R3	26	2, 619	152	5. 8				
R4	26	2, 544	200	7. 9				

4 ホームページによる広報

山口県のホームページ内に山口県計量検定所のホームページを開設し、計量行政に関する情報、 業務の内容、定期検査の日程、各種申請・届出様式、検定・検査手数料等を掲載している。

- 〇 山口県ホームページ (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/)
- 山口県計量検定所ホームページ (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/88/)

第 9 特 定 市

下関市は、旧計量法第139条第1項の規定に基づく政令(昭和39年3月30日政令公布・同年4月1日施行)で特定市として指定されて以後は、県から独立した権限をもって定期検査・立入検査等の業務を実施している。

なお、県及び市による協議会を開催し、定期検査・立入検査等について協議を行っている。

第10 計量関係団体

1 一般社団法人山口県計量協会 (法人設立 平成16年4月1日)

代 表 理 事 株式会社宇部ケイキ 取締役会長 礒金 國夫

理 事 及 び 監 事 19名

会 員 209会員(令和5年3月末現在)

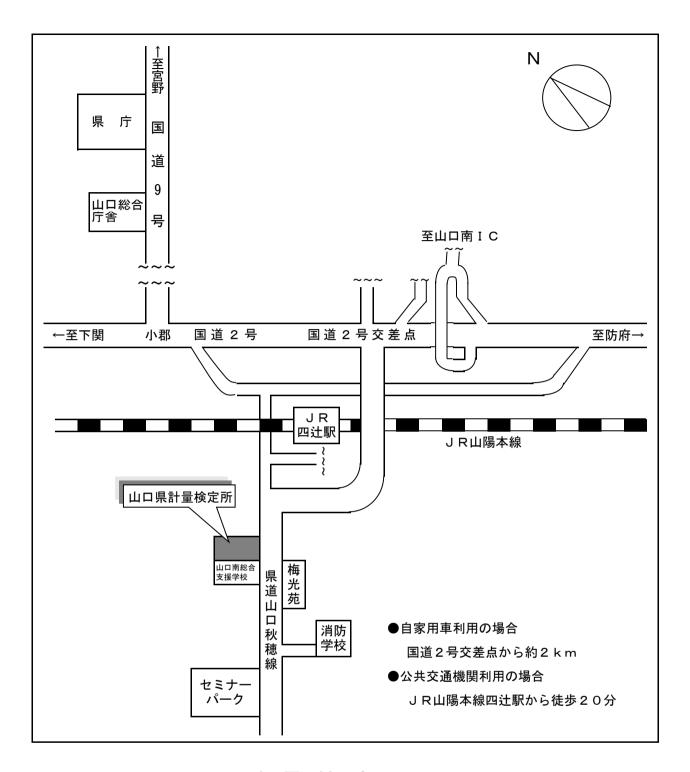
- 〇 平成13年4月に計量関係3団体(山口県計量協会・山口県計量管理協会、山口県計量士会)を 統合し設立された山口県計量振興協会が、平成16年4月1日に設立許可を受け、社団法人山口計 量振興協会が誕生した。その後、平成24年4月1日に一般社団法人へ移行し、名称を変更した。
- 〇 目的(定款第3条)は、「計量思想を普及啓発し、計量に関する調査及び研究を行い、計量関係者の資質の向上を図るとともに、適正な計量管理を推進することにより、適正な計量を実現し、もって経済の健全な発展及び文化の向上に寄与すること」とし、会員は、計量器部会(製造・修理・販売事業者)、計量管理部会(業務上計量器を使用する者)、計量士部会(計量士)及び計量証明事業部会(一般計量証明事業登録事業者)で構成されている。
- 主な事業は、スーパー等量販店における計量管理、県下全域の指定定期検査機関としてのはかり (取引証明用)の検査、材料試験機・はかり (取引証明用以外)の依頼検査、会員等に対する研修、功労者に対する表彰、計量記念日行事への参加や計量だよりの発行による普及啓発事業等を実施している。
- 2 一般社団法人山口県環境計量証明事業協会 (法人設立 令和3年6月28日)

会 長 中国水工株式会社 業務部長 松村 博

副会長外役員 4名

会 員 17事業所(令和5年3月末現在)

- 〇 昭和56年10月に山口県に登録した環境計量証明事業者が、環境計量に関する技術の向上等を 図るために任意団体を設立し、その後、令和3年6月28日に一般社団法人へ移行した。
- 〇 目的(定款第3条)は、「環境分野に関する計量証明及び測定を通じ、環境計量証明事業の発展 環境測定技術の向上を図り、山口県の環境保全並びに持続可能な開発目標に寄与貢献すること」と し、会員は、山口県に登録している環境計量証明事業者で構成されている。
- 主な活動として、各事業所の分析技術の向上や環境計量証明事業の知識習得を目的にした研修会 等の開催、優良環境計量士や優良事業者に対する表彰、計量記念日への参加など普及啓発事業等を 実施している。



山口県計量検定所

〒747-1221 山口市鋳銭司 12361-31

> TEL (083) 985-1710 FAX (083) 985-1711

E-mail a16103@pref.yamaguchi.lg.jp

URL https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/88/